

住民監査請求に係る関係職員の陳述

日時：令和8年3月6日（金）午前9時30分から

場所：浜田市役所4階 講堂AB

1 住民監査請求の要旨

浜田市長及び教育委員会関係職員による次の契約締結及び公金の支出は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条、地方自治法第2条第14項、同法第232条の2および契約規則、文化財保護法、および「日本遺産（Japan Heritage）」認定・評価実施要項に明白に違反する「違法」かつ「不当」な行為である。

2 浜田市長（文化振興課 神楽文化伝承室）の事実の認否

請求の要旨については、否認する。

令和6年度「石見神楽伝承方法提案業務委託」、令和7年度「石見神楽保存・伝承拠点基本構想策定支援業務委託」に係る契約の締結及び公金の支出は、各法律に違反していない。

3 関係職員の陳述